



児童養護施設におけるアフターケアの課題：
退所理由に焦点をあてて

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-02-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 嘉余子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003056

児童養護施設におけるアフターケアの課題

—退所理由に焦点をあてて—

伊 藤 嘉余子

大阪府立大学人間社会学研究科

要 旨

本研究は、退所理由に焦点をあて退所ケースを分析した上で、児童養護施設退所者のアフターケアの課題について検証することを目的とした。その結果、退所理由によって子どもの年齢や養護問題の改善度が異なり、アフターケアとして行うべき援助内容にも差異があることが明らかとなった。調査結果を踏まえ、以下の3点から考察を行った。1) 入所理由から退所・アフターケアまでを予測し、早めにアフターケア計画を立てることの意義、2) 退所理由別にみるアフターケアにおける親子関係調整のあり方の差異、3) アフターケアを担う新たな地域資源の創設の必要性。

今後、アフターケアを有機的に展開していくために、児童養護施設や児童相談所以外に、地域で退所者の生活を支える新たな資源が必要であることを提言する。

キーワード：児童養護施設、アフターケア、地域資源、退所理由

I. 研究の背景と研究の目的

1. 研究の動機と問題の所在

児童養護施設で生活する子どもたちにとって、施設生活中のインケアはもちろんのこと、施設退所後のアフターケアも非常に重要である。子どもたちは何らかの養護問題を理由として施設入所に至るが、その問題がすべて完全に解決されて施設退所に至るケースばかりではなく、解決されない問題を抱えたまま、あるいは施設入所前には存在しなかった新たな問題を抱えて退所後の生活をスタートせざるを得ない子どもも少なくない。そのため、「要養護児童」であった（退所後もそうである子どもを含める）子どもたちの施設退所後の生活を支えるアフターケアのあり方について考究することは非常に重要であると考えられる。

2005（平成17）年の児童福祉法改正では、児童養護施設退所者のアフターケアが児童養護施設の業務として位置づけられた。しかし、アフターケアを実践するための交通費や人件費などの具体的な費用保障や人員配置等の策はとられておらず、各施設において十分なアフターケアを実践できるような条件整備は制度上でできていない現状である。また、アフターケアを行う上で重要な資源として児童相談所や自立援助ホーム等が挙げられるが、児童相談所は従来より指摘される人員不足や虐待相談件数の増加等に伴う職員の業務過多等によって、施設退所者のアフターケアまで十分に行える体制にはないといえよう。自立援助ホームについては施設数が絶対的に不足しており、特に、中卒・高卒で就職によって退所となった子どもの地域生活を支える上で、地域資源不足の問題は大きな課題である。

施設退所にはさまざまなプロセスがある。退所する子どもの年齢や就学状況によっても必要な援助は異なる

であろうし、家庭復帰か独立、職場への住み込みかによっても行うアフターケアは違ってくると思われる。また、施設退所理由や経緯によって、アフターケアを行う（あるいは連携すべき）専門機関も異なってくると考えられる。

2005年の法改正前より、各施設の努力と創意工夫のもとに、アフターケアは実践されてきていた。しかし、アフターケアを必要とするすべてのケースに児童養護施設だけで対応することは不可能であり、それぞれのケースがもつニーズに適切に対応できるようなアフターケアの実施体制について検討する必要があると考える。

2. 先行研究

児童養護施設のアフターケアに関する最も古い文献は、1948（昭和23）年の『社会事業』第31巻5号に掲載された堀文次による「保護児童のアフターケアの問題」である¹⁾。この論文では、アフターケアのあり方について、退所児童をどのように「援助」すべきかという視点からというよりは、彼らをいかに「矯正」し社会に適応させていくかという視点で論じられている。こうした論調の背景には、戦後間もない時代であったこともあり、当時の養護施設に保護されていた子どもの多くが生きるための盗み等の行為を行っていたことから「保護児童の矯正」が施設の役割の一つとして認識されていた可能性があるとともに、今日でいう「児童福祉の理念」がまだはっきりと養護現場に浸透していなかったと考えられる。

昭和30年代になると、施設退所児童の「就職」と「住居」の問題に焦点化してアフターケアについて論じる文献が増えた。畠山（1979）によると、当時検討されていたアフターケアの実践方法は、①施設職員による指導継続、②児童相談所等によるアフターケア、③保護受託者制度の再検討と活用、④アフターケアにおける親縁者の活用、⑤アフターケア専門養護施設の増設、⑥施設内におけるアフターケア施設の併設、⑦出身者による組織的活動、⑧地域社会ボランティアの協力、であったという²⁾。こうした課題については、その後の「自立援助ホーム制度化」や「分園型自活訓練事業の開始」等の進展はあったものの、現在においても課題として積み残されたままのものが多いといえる。

1980年代に入ると、アフターケアを入所中のケアから切り離して考えるのではなく、インケアと連動させて考えるべきとして「リービング・ケア」というキーワードが新たに登場する³⁾。リービング・ケアをキーワードとする文献には、「施設退所までに子どもたちに習得させるべき生活スキル」に焦点をあてたものが多い一方で、地域や社会が施設退所者たちをどのように支えるのかという「地域資源の充実」という視点からの考察が十分になされていないものが多い。

1980年代後半から1990年代にかけては、高校に行かず（行けず）に就職・退所する子どものアフターケアや生活保障をテーマとする文献が増え、自立援助ホームや障害者通勤寮といった、アフターケアにおける「仕事＋住居」の重要性を指摘する論稿が多数発表され、退所者の生活を支える地域資源の拡充という視点を広める契機になったといえる⁴⁾。

1990年代後半には、施設入所児童の進学率上昇の実態に鑑みて、短大・大学等への進学保障や18歳を超えた子どもたちへの支援のあり方に関する議論が活発化した⁵⁾。

2000年以降は、より長期かつ広範囲にわたりアフターケアについて考究しようとする文献が増え、退所直後から生活安定までの期間に留まらず、その後の結婚、出産など退所児童の生涯にわたりサポートできる資源の必要性が指摘されるようになった⁶⁾。

以上から、児童養護施設退所児童のアフターケアに関する先行研究の多くは、18歳（もしくは15歳）を迎えて退所となった者への支援、なかでも家庭復帰できずに自立（住込み就職を含む）生活をする者への支援に焦

点を当てたものが多いことがわかる。しかし、施設退所ケースは、「措置解除・自立ケース」だけではなく、家庭復帰ケースや措置変更ケース等も含む。施設退所者のアフターケアについては、独立・自活ケースだけでなく、家庭復帰となったケースへの支援のあり方についても考究すべきであるが、そうした視点からの先行研究は非常に少ない。

また、退所ケースについて「家庭復帰ケース」や「措置解除・自立ケース」のように単純に分類できるわけではなく、入所理由となった養護問題の改善度合いや退所に至った経緯（強い退所希望の有無、問題行動による措置解除など）によっても退所後に必要な支援は異なってくると考えられる。しかし、入所理由と退所理由との関連性や、その差異による支援の特性について検証した先行研究は見あたらない。アフターケアを行うにあたって、インケアの期間中の家族をとりまく養護問題の変化・不変化について理解した上でニーズを把握し支援を行うことは非常に重要であると考ええる。

3. 研究の目的と意義

本研究では、施設退所に至った経緯や退所理由などの特性に焦点をあて、ケース特性に応じたアフターケアのあり方について考究することを目的とした。

アフターケアの重要性については、これまでも多くの有識者や現場職員によって主張・指摘されてきたものの、退所理由と入所理由との関連性や退所に至った経緯などのケース特性に焦点をあてて支援のあり方について検証する先行研究はほとんど見あたらなかった。

2005（平成17）年の児童福祉法改正によって、アフターケアが施設業務として位置づけられたが、施設がアフターケアの何をどこまで担うのか、児童相談所等の地域の専門機関との役割分担等について明確に定められてはいない。伊藤（2010）が児童養護施設職員を対象に行った調査では「（アフターケアは）終わりが無い」「毎年退所者が増え、支援対象者が増える」という見通しのなさに起因する苦勞が大きいことが明らかになっている⁷⁾。

本研究において、退所理由や退所に至った経緯など、ケース特性に応じた支援ニーズを明らかにすることによって、アフターケアの方法論の体系化の一助にしたいと考えるとともに、児童養護施設職員が担うべき支援と児童相談所や自立援助ホーム、要保護児童対策地域協議会をはじめとする地域の関係機関との有機的な連携のあり方について検証したいと考える。

II. 研究の方法

1. 調査方法

全国児童養護施設協議会調べによる「全国児童養護施設一覧（2009年3月現在/568ヶ所）」を活用し、全国の児童養護施設に対して、2008年度に施設を退所したケースに関する情報提供を依頼する文書を郵送した。具体的な調査項目は表1のとおりである。調査項目のうち、「入所理由」については児童相談所の入所決定通知書の記載内容を参照して項目を設定した。「退所理由」についても、児童相談所の措置解除決定通知書の記載内容を参照して項目を設定した（表2）⁸⁾。郵送の結果、144施設から合計1,239事例を収集できた。調査期間は、2009（平成21）年8月10日から9月30日までである。

（表1）退所ケース記入票の内容

①退所年月	②退所児童の性別	③退所児童の退所時年齢	④退所児童の入所時年齢
⑤退所理由	⑥当該施設入所期間	⑦他施設生活経験の有無	⑧入所したことのある施設名
⑨他施設入所期間	⑩入所理由	⑪入所理由の改善度	⑫アフターケア実施計画

（表2）「退所理由」の分類項目

問題解決・軽減型 家庭復帰	入所理由が解決または軽減されたため家庭復帰 例) 問題の改善、親類の援助、離婚/再婚など
問題未解決型 家庭復帰	入所理由が未解決のまま家庭復帰 例) 子どもの年齢に配慮、保護者/本人の強い希望など
種別施設への入所	きょうだいと同じ/実家に近い（遠い）施設への変更、障害児/者施設への変更、成人施設への変更など
問題行動 措置解除	児童の問題行動による他児童養護施設/児童自立支援施設等への措置変更、または措置解除による家庭復帰/自立
卒業就職 措置解除	義務教育/職業訓練校/高校等を卒業し、就職・進学による退所 （家庭復帰は含まない）
里親委託	里親家庭への委託変更

2. 倫理的配慮

収集したデータについては統計的に処理を行い、結果の公表に際して施設や個人が特定されることのないよう十分配慮した。また、事例におけるエピソード記述内容についても、施設や地域や個人が特定されることのないよう万全を期した。上記のような配慮を行う旨を調査の目的及び趣旨とともに調査依頼文書に明記した。

さらに、研究結果については学会等で公表する予定であることを明記し、調査票の返送・回答によって調査趣旨、結果の公表について了承を得たものとした。

3. 分析方法

データの解析にあたってはSPSS 14.0J for Windowsを用いた。

退所理由に関連すると思われる因子との相関関係に関する分析には量的データについては重回帰分析および対数線形モデルを用いた。また質的データについては、キーワード・イン・コンテキスト（KWIC）、用語カウント及び用語分析を行った後にシェーマ分析を行い検証した。

Ⅲ. 結果

1. 退所した月と退所理由

退所した月については、年度末である「2009年3月退所」が全体の50.1%を占める結果となった。ここから「卒業・就職等による満年齢での退所」をはじめとして、全体的に3月に退所とするケースが多いことが伺える（表3）。退所理由としては、「問題解決型家庭復帰」が最も多く、488件（39.4%）であった。次いで「18歳（高卒・就職）以上もしくは中卒（高校中退を含む）による措置解除」302件（24.4%）であった。

退所理由と退所月との関係については、いずれの退所理由においても3月に退所が集中する実態が明らかに

なるとともに、「子どもの問題行動による措置解除」が7、9、12月に多いことがわかった。夏休み中及びその後（2学期間）の子どもへの生活指導のあり方が課題となることが伺える。

2. 退所児童の性別と年齢

退所児童の性別については、男性655名（52.9%）、女性582名（47.0%）、無回答2名（0.2%）であった。退所時の年齢については、最小値が1歳（2件）、最大値が20歳（1件）であり、平均は12.5歳であったが、「15歳」119名、「18歳」311名の2ヶ所に集中した。

3. 回答施設における入所期間と社会的養護下での生活期間

回答施設における入所期間については、「1年未満」が最も多く（243名：19.6%）次いで「1～2年未満」180名（14.5%）、「2～3」年未満」136名（11.0%）と3年以内に集中する一方で「10年以上15年未満」141名（11.4%）、「15年以上」37名（3.0%）であり、入所期間は二極化しているといえる。

他施設での入所生活経験の有無（児童相談所の一時保護所を除く）では、「経験あり」が427名（34.5%）であった。一時保護所での生活経験については「経験あり」が658名（53.1%）と半数以上を占めた。

回答施設以外の施設における生活経験については、「乳児院」が173名（14.0%）と最も多かった（表4）。

（表3）退所した月と退所理由とのクロス表（カッコ内は%）

	08年										09年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
問題解決型 家庭復帰	30 (44.1)	18 (45.0)	24 (49.0)	19 (41.3)	43 (51.8)	25 (37.9)	30 (49.2)	19 (43.2)	40 (53.3)	10 (27.0)	20 (43.5)	207 (33.3)	488 (39.4)	
問題未解決 型家庭復帰	17 (25.0)	6 (15.0)	12 (24.5)	9 (19.6)	25 (30.1)	16 (24.2)	16 (26.2)	16 (36.4)	21 (28.0)	8 (21.6)	12 (26.1)	79 (12.7)	237 (19.1)	
種別施設へ の入所	7 (10.3)	4 (10.0)	1 (2.0)	0 (0.0)	2 (2.4)	4 (6.1)	1 (1.6)	1 (2.3)	4 (5.3)	1 (2.7)	2 (4.3)	34 (5.5)	61 (4.9)	
問題行動 措置解除	6 (8.8)	4 (10.0)	9 (18.4)	11 (23.9)	6 (7.2)	13 (19.7)	9 (14.8)	5 (11.4)	7 (9.3)	11 (29.7)	8 (17.4)	15 (2.4)	104 (8.4)	
卒業就職 措置解除	7 (10.3)	7 (17.5)	1 (2.0)	3 (6.5)	4 (4.8)	4 (6.1)	3 (4.9)	2 (4.5)	0 (0.0)	1 (2.7)	3 (6.5)	267 (43.0)	302 (24.4)	
里親委託	1 (1.5)	1 (2.5)	1 (2.0)	4 (8.7)	3 (3.6)	3 (4.5)	1 (1.6)	1 (2.3)	1 (1.3)	4 (10.8)	1 (2.2)	14 (2.3)	35 (2.8)	
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.5)	1 (1.6)	0 (0.0)	2 (2.7)	2 (5.4)	0 (0.0)	5 (0.8)	12 (1.0)	
合計	68 (100)	40 (100)	49 (100)	46 (100)	83 (100)	66 (100)	61 (100)	44 (100)	75 (100)	37 (100)	46 (100)	621 (100)	1238 (100)	

※ 1件は退所月が無回答のため除外

$p < .001$ (Pearson のカイ二乗検定による)

（表4）入所したことのあつた施設等（MA）n=1239

入所したことのあつた施設等	度数	%	入所したことのあつた施設等	度数	%
乳児院	173	14.0	母子生活支援施設	4	0.3
他の児童養護施設	123	9.9	病院	4	0.3
今の児童養護施設（再入所）	20	1.6	婦人保護施設、シェルター等	2	0.2
児童自立支援施設	22	1.8	思春期問題向けの施設	1	0.1
里親家庭	29	2.3	少年院、少年鑑別所	2	0.2
情緒障害児短期治療施設	17	1.4	虚弱児施設	1	0.1
			NA	1	0.1

4. 施設入所経路と入所理由

施設入所経路については、「家庭から（一時保護所経由を含む）」が995件と最も多く、「乳児院から措置変更」120件、「他児童養護施設から措置変更」108件であった。

施設入所経路別に入所理由をみると、「家庭から」と「他児童養護施設から措置変更」では「虐待・放任」が最も多かった。「乳児院からの措置変更」でも「虐待・放任」は多いものの、「両親又はいずれかの精神疾患」が最も多く、次いで「経済的理由による養育困難」「棄児・養育困難」と続いた。「里親委託からの措置変更」では「棄児・養育困難」が最も多かった（表5）。

5. 入所理由の改善

入所理由となった養護問題がどの程度改善されて退所に至ったかについて施設職員の自己評価による回答を求めた。その結果、最も多かったのは「変化なし」430名（34.7%）であった。「改善された」と評価できるものが全体の半数以上を占め、「悪化した」と評価するものが全体の約5%となった。

（表5）入所理由

	家庭から		乳児院から		他の児童養護施設から		里親家庭から	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
両親又はいずれかの疾病・入院	78	7.8	5	4.2	4	3.7	1	6.3
離婚	37	3.7	4	3.3	3	2.8	0	---
経済的理由による養育困難	142	14.3	18	15.0	10	9.3	1	6.3
両親又はいずれかの就労	49	4.9	3	2.5	1	0.9	0	---
両親又はいずれかの家出・失踪	65	6.5	8	6.7	9	8.3	1	6.3
両親又はいずれかの精神疾患	104	10.5	23	19.2	14	13.0	0	---
両親又はいずれかの死亡	30	3.0	3	2.5	1	0.9	0	---
両親又はいずれかの拘留・勾留	57	5.7	6	5.0	5	4.6	0	---
親子関係の問題	35	3.5	0	---	2	1.9	0	---
虐待・放任	272	27.3	15	12.5	35	32.4	2	12.5

家庭の養育環境に起因した子どもの問題	67	6.7	0	---	9	8.3	1	6.3
棄児・養育拒否	25	2.5	16	13.3	7	6.5	3	18.8
その他	29	2.9	8	6.7	2	1.9	1	6.3
NA	5	0.5	11	9.2	6	5.6	6	37.5
合計	995	100.0	120	100.0	108	100.0	16	100.0

$p < .001$ (Pearson のカイ二乗検定による)

6. 退所理由に関連する因子について

退所理由と相関のある内容を検証するために重回帰分析及び対数線形モデルによる分析を行った。結果、「入所時年齢」「退所時年齢」「入所理由の改善度」「入所期間」「他施設入所経験の有無」が退所理由と統計的に有意な関連性があることが明らかになるとともに、入所理由と退所理由との間には統計的に相関がないという結果になった。

7. 退所時年齢と退所理由との関連性

まず、退所時年齢と退所理由との関連性については、6歳以下の就学前の子どもについては「里親委託」が他の年齢と比して際だって多いことが明らかになるとともに、「問題解決型家庭復帰」と「種別施設への入所」が多いことが特徴として示された。さらに、6歳以下の子どもの「他施設への入所」のほとんどが「他児童養護施設への措置変更」であり、その理由としては「きょうだいと同じ施設」「保護者宅から近い/遠い施設」への措置変更とのことであった。家族関係調整や子どもへのケアにあたっての効果に配慮した施設変更であるといえる。「子どもの問題行動による措置解除」は、13～17歳に集中し、その中でも「13～14歳」が最も多く、思春期の子どもへの指導やケアの難しさが伺える。

8. 他施設入所経験、入所期間と退所理由との関連性

次に、他施設入所経験の有無及び入所期間と退所理由との関連についてである。分析の結果、「問題解決型家庭復帰ケース」においては、他施設入所経験のない子どもや入所期間の短い子ども、入所時年齢の低い子どもが有意に多かった。また、「問題解決型」だけでなく「問題未解決型」の家庭復帰においても、施設入所期間が3年以下の子どもが有意に多いことから、問題の解決・軽減の程度を問わず、家庭復帰するケースは入所から3年以内の子どもが多いといえる。一方、入所期間が10年以上になると多くのケースが「満年齢による（卒業・就職による）措置解除」となるという結果になった。また、乳児院から措置変更となったケースの約8割が「里親委託」となっていた。

(表6) 重回帰分析：モデル集計

モデル	R	R2乗	調整済みR2乗	推定値の標準誤差
	.604	.545	.542	1.441

(表7) 重回帰分析：分散分析

モデル	平方和	自由度	平均平方	F値	有意確率
回帰	1423.035	6	237.173	117.758	.000
残差	2479.311	1231	2.014		
全体	3902.347	1237			

(表8) 重回帰分析：係数（従属変数「退所理由」）

モデル	非標準化計数		標準化計数	t値	有意確率
	β	標準誤差	ベータ		
(定数)	-.115	.213		-.537	.591
入所時年齢	.079	.012	.210	6.336	.000
退所時年齢	.058	.013	.165	4.417	.000
入所理由の改善度	.383	.030	.301	12.907	.000
入所期間	3143	.017	.277	8.445	.000
他施設入所経験の有無	-.310	.088	-.083	-3.533	.000

9. 入所理由の改善度と退所理由との関連性

次に、入所理由となった養護問題の改善度と退所理由との関連性についてである。「問題解決型家庭復帰」以外のすべてのカテゴリにおいて「変化なし」「少し悪化した」「かなり悪化した」が有意に多い結果となった。このことから、入所期間の長さや養護問題の改善度は比例せず、むしろ入所期間が長くなっても養護問題は改善されない、場合によっては悪化するケースが多いことが示唆された。

10. 入所理由と入所期間の相関と退所理由との関連について

退所理由との間に相関が認められなかった「入所理由」について、「入所期間」との相関関係について対数線形モデルによって分析を行った。その結果、統計的に相関があることが明らかとなった（表9）。さらに、入所期間が3年以内のものについて、「問題解決型家庭復帰」か「問題未解決型家庭復帰」かの分析を行ったところ表10のような結果となった。

(表9) 入所理由と入所期間との相関（カッコ内は%）

	1年未満	1~3年	4~6年	7~9年	10年以上	合計
両親又はいずれかの疾病・入院	36(46.2)	18(23.1)	5(6.4)	8(10.3)	11(14.1)	78(100.0)
離婚	8(21.6)	5(13.5)	4(10.8)	5(13.5)	15(40.5)	37(100.0)
経済的理由による養育困難	21(14.8)	48(33.8)	29(20.4)	26(18.3)	18(12.7)	142(100.0)
両親又はいずれかの就労	9(18.4)	10(20.4)	8(16.3)	5(10.2)	17(34.7)	49(100.0)
両親又はいずれかの家出・失踪	2(3.1)	13(20.0)	12(18.5)	9(13.8)	29(44.6)	65(100.0)
両親又はいずれかの精神疾患	25(24.0)	38(36.5)	20(19.2)	8(7.7)	13(12.5)	104(100.0)
両親又はいずれかの死亡	1(3.3)	8(26.7)	7(23.3)	7(23.3)	7(23.3)	30(100.0)

両親又はいずれかの拘留・勾留	17(29.8)	18(31.6)	12(21.1)	8(14.0)	2(3.5)	57(100.0)
親子関係の問題	11(31.4)	14(40.0)	9(25.7)	1(2.9)	0(0.0)	35(100.0)
虐待・放任	44(16.2)	118(43.4)	65(23.9)	27(9.9)	18(6.6)	272(100.0)
養育環境に起因した子どもの問題	16(23.9)	31(46.3)	13(19.4)	7(10.4)	0(0.0)	67(100.0)
棄児・養育拒否	3(12.0)	8(32.0)	6(24.0)	2(8.0)	6(24.0)	25(100.0)

p<.05

(表10) 入所期間と入所理由との相関が認められたもの (p<.001)

入所期間が 3年以内	問題解決型 家庭復帰	両親又はいずれかの疾病・入院 経済的理由による養育困難 両親又はいずれかの精神疾患 両親又はいずれかの勾留・拘留 親子関係の問題
	問題未解決型 家庭復帰	虐待・放任 家庭の養育環境に起因した子どもの問題
入所期間が10年以上		離婚 両親又はいずれかの就労 両親又はいずれかの家出・失踪
入所期間に関係しない		両親又はいずれかの死亡
入所期間が二極化(3年以内か10年以上)		棄児・養育拒否

11. 退所理由別にみるケース特性とアフターケア計画

以上の結果より、退所理由別にケース特性をまとめると表11のようになる。

アフターケアの実施計画に関する回答内容については、①実施予定あり、②実施したくても不可能、③実施する計画（必要）なし、④変更先の施設の方針に委ねる（ため実施計画なし）、の4つに大別できた。アフターケアの実施計画として記述された内容について質的分析を行った。具体的には、記述内容をフリー・フローイング・テキストとして捉えた上で、①KWIC、②用語カウント、③用語分析の手順で分析を進めた後、内容や文脈に着目してコードを作成し、シユーマ分析を行った。

(表11) 退所理由別にみるケース特性

退所理由	子どもの年齢	入所期間	養護問題	入所理由として多いもの	アフターケア計画
里親委託	入所/ 退所時 6歳以下	入所期間 3年以下	変化なし	乳児院からの措置変更	変更先施設の方針に委ねる
種別施設への入所 (他児童養護施設)					実施必要なし
問題解決・軽減型 家庭復帰			改善された	親の疾病/入院 親の拘留/勾留 経済的理由	実施予定あり
問題未解決型 家庭復帰			まあ改善 ～変化なし		実施不可能

種別施設への入所 (障害者施設・自立援助ホーム)	退所時		変化なし	里親からの変更	変更先施設の 方針に委ねる
卒業就職措置解除	18歳/ 15歳	4年以上 10年以上		親の死亡 親の家出/失踪 親の就労	実施予定あり
	問題行動措置解除	退所時 13-17歳		3年以下	虐待・放任

上記の手順に基づいて分析した結果、(1)施設から本人・家族への様子伺いの頻度と担当職員、(2)本人・家族の状況確認の方法、(3)本人・家族の相談対応、(4)児童相談所との連携スタイル、(5)児童相談所以外の機関との連携、の5つのシーケンスを抽出した。さらに、記述内容について家庭復帰のタイプ別に分析したところ、表12のような結果となった。

まず「解決型家庭復帰ケース」については、「ほぼ心配ないケース」「親の養育能力に不安があるケース」「親子関係に不安があるケース」の3つに分類することができた。

「ほぼ心配ないケース」では、電話や手紙中心による様子伺いが多いこと、定期的な連絡というよりは「必要に応じて連絡する」という計画が多いこと、施設が積極的にアフターケアを計画するというよりは「児童相談所に任せる」という記述が多いことが特徴的であった。

「親の養育能力に不安があるケース」では、定期的な家庭訪問を中心とした計画を立てていること、親と子、関係機関からのバランスのとれた情報収集を重要視していること、子どもの気持ちの傾聴を重要視しつつも親への相談援助を中心に計画していることが特徴として挙げられる。また、こうしたケースでは、親が精神疾患や知的障害を抱えているケースが多いためか「医療機関」「保健師」との連携が非常に重要であることが伺えた。

「親子関係に不安があるケース」については、定期的に電話・メール・訪問などあらゆる手段を用いての連絡や状況確認を計画していること、子ども本人から施設に電話してくることが多いこと、親子間の気持ちの代弁を中心とした親子関係調整活動が中心となることが特徴的であった。また、このケースのアフターケアでは、他のケースと比して家庭支援専門相談員（以下FSW）の役割が重要視されていることが明らかになった。

次に「未解決型家庭復帰ケース」については、理由はケースごとに違うが、いずれも「施設からのアフターケアは困難」であり「児童相談所に依頼するしかない」との記述であった。ただ「本人や家族から施設に直接連絡・相談があれば対応する」との方針の施設が多かった。

次に「卒業就職・措置解除ケース」については、児童相談所との連携がみられない一方で「退所者の就職先との連携」がすべてのケースにおいて記述されていたこと、携帯電話のメールによる連絡を中心としつつも「家庭/職場訪問」の重要性を述べ定期的な訪問を計画していること、別居する親との関係・距離の持ち方に関する助言指導が支援の中心となるケースが多いことが特徴として挙げられた。また、このケースでは、他のケースと比して「子どもの元担当職員」をはじめとする「入所中から長く勤めている職員の存在」がアフターケアにおいて非常に大きいことが明らかになった。さらに、アフターケアの重要な柱の一つとして「退所者としての帰省先としての施設の役割を果たすこと」を重要視する回答が非常に多かった。具体的には、ソフトとしての「親代わり、家族としての関係性の継続・維持」に関わるものから「正月やお盆、連休など、いつでも気兼ねなく宿泊・遊びに来られるような部屋や環境の準備」といったハードに関するものまで多様であった。

最後に、全てのケースに共通して記述された内容として、「遠方への転居ケースについては、施設からのアフターケアは不可能（児童相談所に任せるしかない）」「本児のきょうだいが入所中の場合、状況確認等におい

(表12) アフターケア実施計画のシーケンス分析

		様子伺いの 頻度と担当	状況確認の 方法	本人・家族の 相談対応	児相との 連携スタイル	児相以外の 機関との連携
解決型 家庭 復帰	ほぼ 心配 ないケース	・必要に応じて ・電話中心	子本人・家族 に直接	必要に応じて	一任 情報提供	
	親の養 育能力 に不安	・定期的に ・訪問中心 ・子本人との対 話重視 ・元担当職員	・子本人・家 族に直接 ・関係機関か らの聴取	・親の相談対応 が中心 ・ショートステイ利用 の促し ・子の気持ちの 傾聴	役割分担	医療機関 保健師 市役所 子の通う園や学校
	親子関 係に不 安	・定期的に ・子から連絡入 ること多い ・FSW の役割	・子本人・家 族に直接 ・関係機関か らの聴取	・子の相談対応 が中心 ・親子関係調 整、代弁 ・親代わりとし ての助言	役割分担	子の通う園や学校
未解決型 家庭復帰	困難	関係機関か らの聴取	関係機関か らの聴取	相談があれば	一任	施設はタッチしない
卒業就職 措置解除	・定期/不定期 的に ・メールの活用 ・訪問の重要性 ・元担当職員の 重要性	都道府県外など遠方への転居ケースのアフターケアは施設には不可能	・職場を通し て ・本人から直 接	・就労支援が中 心 ・親子関係に関 する助言 ・帰省先として の施設の役割		職場 自立援助ホーム等 市役所 医療機関

て非常に重要な役割を果たすこと」があげられた。

IV. 考察

1. 入所理由から予測できる退所理由とアフターケア

統計上、入所理由と退所理由との間には相関は認められなかったが、退所理由と相関のある入所年数と入所理由との間に相関が認められたことから、「入所理由→入所年数の予測→退所に向けての援助内容と目標の設定→必要なアフターケアの予測」が可能ではないかと考える。例えば、「親の死亡/家出/失踪」や「里親家庭からの措置変更」といった、将来的に家庭復帰が困難である可能性の高いケースで、かつ入所時年齢が6歳以上である場合、ほとんどが「卒業就職・措置解除ケース」となっている。また、それ以外の入所理由だったり、入所時年齢が低かったりするケースでも、入所期間が4年以上になると満年齢での措置解除ケースになる可能性は高い。子どもへの自立支援計画を立案する中で、「卒業就職・措置解除ケース」になる可能性が高いと判断できる場合は、例えばアフターケアしやすいように施設近くに居住できるような就職・生活条件を整えていくとか、一人暮らしに必要な公的手続きについて計画的に指導していく等の援助を計画の中に盛り込む等、

アフターケアにつながるインケア計画が必要ではないだろうか。

また、「親の疾病/入院/勾留/拘留」等、直接の入所理由が改善され、家庭復帰となる時期の目途が立てやすいケースについては、家庭復帰後に想定される親子関係や養護問題を予測し、児童相談所や子どもが通う学校等と連携し、見守りのためのネットワークを構築しておくことを今よりもなお徹底して行う必要があると考える。家庭復帰ケースの中で、「要保護児童対策地域協議会」の用語がカウントされたケースは、わずか6ケースであった。アフターケアにおける要保護児童対策地域協議会の役割について今後さらに検証していく必要があるだろう。

2. アフターケアにおける親子関係調整

いずれのケースにおいても、アフターケアとして行う援助の中心の一つとして「親子関係調整」が挙げられていた。家庭復帰ケースにおいては、同居しながらいかに良好な親子関係を構築できるかが鍵であり、FSWと元担当職員が連携しながら、親子間の仲裁、調停をしている現状が伺えた。一定期間別居していた家族が一つ屋根の下で生活するとなると親と子双方に少なからずストレスがかかる。また、子どもからみて、自分が施設入所前と後とで親の状態がさほど改善されていないと不満を感じやすく、親子関係が悪化しやすくなるとの回答も複数みられた。親子がもう一度一緒に生活するためのペースをつかむまで、家庭復帰直後から約1年間における手厚いケアが非常に重要と考えられていることが明らかになった。また、親子関係調整において、親・子の気持ちの代弁や仲介・仲裁に関する活動が多いため、子の元担当職員だけでなくFSWや児童相談所の児童福祉司など複数の援助者がアフターケアに関わることが非常に重要であると示唆された。

卒業就職・措置解除ケースにおいては、親子で仲良く一緒に生活していくための援助というよりは、親との上手な距離のとり方、親に振り回されない/言いなりにならないための自律のための援助が中心となることがわかった。また、家庭復帰ケースでは、FSWの役割の重要性が多く指摘されていたのに対して、卒業就職・措置解除ケースへのアフターケアでは、当該退所者の元担当職員や施設長をはじめとする「長くその施設に勤めている職員」「当該退所者を入所時からよく知る職員」の存在が重要であるとの結果になったことから、施設職員がなるべく長く施設に勤務できるような体制づくりも重要であると考えられる。また、卒業就職・措置解除ケースでは、親・家族との良好な関係構築が望めないケースが多く、施設以外に頼れる人や機関をもたない退所者が多いことから、家庭復帰ケースよりも長期的なアフターケア計画が必要であるといえよう。

3. 児童相談所への期待と現実—新たな地域資源の必要性

卒業就職・措置解除ケースを除く全てのケースのアフターケアにおいて、施設から児童相談所に対する期待は非常に大きいことが明らかとなった。しかしながら、冒頭に書いたとおり、児童相談所は人員不足や虐待相談件数の増加等に伴う職員の業務過多等によって、施設退所者のアフターケアまで十分に行える体制にはないといえよう。

こうした現状を鑑み、施設退所者の地域生活を支える新たな地域資源が必要であると考えられる。例えば、退所者のアフターケアを専門に行う機関を児童養護施設内に設置する、自立援助ホームを増設する、家庭復帰ケースを専門に見守り・支援を行う機関・部署・ネットワークを市町村に設置する等の方法が考えられる。

しかしながら、アフターケアにおいて「施設入所中の子どもをよく知る職員の重要性」も明らかになっていることから、単に地域資源を増設すれば良いということではない。地域資源の増設を視野に入れつつ、児童相談所をはじめとする専門機関と施設の有機的な役割分担、学校や医療機関をはじめとする地域を巻き込んだ見守り・支援ネットワークの機能化を推進していく必要がある。

V. 本研究の限界と今後の課題

本研究は、退所理由に焦点をあて退所ケースを分析した上で、児童養護施設退所者のアフターケアの課題について検証することを目的とした。結果、退所理由と関連の深い事項や、退所ケースの特性によって行われているアフターケアの内容や特徴は異なる点が多いことが明らかになった。しかし「アフターケアの予定はない」と回答されたケースが多かったにもかかわらず、なぜアフターケアを行わないかの記述がないものが多く、「なぜ施設としてアフターケアを行わない（ことが多い）のか」という点について十分な検証ができなかったことが課題として残った。また、早期に家庭復帰した後に施設再入所となったケースも散見されたことから、退所後の追跡調査が必要であることが示唆された。

また、今後は、家庭復帰ケース及び卒業就職・措置解除ケースについて、退所から1年後、3年後、5年後と本人や家族の状況がどのように変化したのかについて追跡調査を行い、インケア及びアフターケアの課題について検証していきたいと考えている。

謝辞 本研究は、2009～2011年度科学研究費補助金（若手研究（B））「児童養護におけるアフターケア—その援助概念と方法の検討」の成果の一部を報告するものです。ご多忙の中、調査にご協力いただいた児童養護施設の皆様に深謝いたします。

注・引用文献

- 1) 堀文次（1948）「保護児童のアフターケアの問題」『社会事業』31(5).
- 2) 畠山龍郎（1979）「養護施設退所児童のアフターケア」『ソーシャルワーク研究』5(4), pp.261-266.
- 3) 例えば、天野マキ（1983）「高年令児養護施策に関する一考察—アフターケアかインケアかをめぐって」『児童相談研究（東洋大学）』第2号, pp.14-34., 山縣文治（1989）「児童養護におけるリービング・ケア」『ソーシャルワーク研究』15(1), pp.44-50. 等がある。
- 4) 例えば、山縣文治（1986）「中学で養護施設を出て働く児童の生活とアフターケア」『社会福祉学』27(2), pp.123-145のほか、『季刊児童養護』18(1)（1987年）内の「特集Ⅱ自立援助機能の充実をめぐって（pp.16-31.）」に掲載された6本の報告等がある。
- 5) 例えば、『季刊児童養護』27(1)（1996年）の「特集Ⅱ高校卒業後の進路問題」に掲載された6本の論稿や、尾崎正義「養護施設における就職・高校進学問題（1）（2）（3）」『武蔵野短期大学研究紀要』（4）（5）（7）（1989, 1991, 1993年）等がある。
- 6) 例えば、伊達直利（2006）「『社会的養護』と『子育て支援』をつなぐ『二世代養護』について—児童養護施設：親になる“退所した児童”への支援」『世界の児童と母性』（61）, pp.38-41. や、相澤仁（2008）「施設退所後の年長児童への新たな支援策」『社会福祉研究』（103）, pp.47-53. 等がある。
- 7) 伊藤嘉余子（2010）「児童養護施設退所児童のアフターケアに関する研究」『子ども家庭福祉学』（10）, pp.35-45.
- 8) 項目の設定、分類については、亀井聡（2008）「児童養護施設における入所理由と退所理由の関係について—某児童養護施設の調査より」『新島学園短期大学紀要』（28）, pp.71-90.を参照した。

Issue of the After-care for Children leaving the Children's home —Focused on the Reason of Leaving—

Kayoko Ito

Osaka Prefecture University

Abstract

This study aims to discuss the issue of after-care for children leaving the children's home based on the analysis of the leaving cases focusing on the reason of leaving. The data showed that the age of the children, the improvement condition of the nursing problem, and necessary aftercare varied according to the reason of leaving. For the result, author suggested three things; (1) the significance of making aftercare-plan early based on prediction and assessment of the reason of leaving and aftercare, (2) Difference of the way of coordinating parent-child relationship in aftercare according to the reason of leaving, (3) The need of new resources being charge of aftercare.

In conclusion, the new social resource which support the life of leaving children except the children's home and child guidance center is necessary to practice aftercare organically.

Key Words: Children's home, After-care, Social resource, Reason of leaving